

事務連絡  
令和7年3月31日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
専務理事 伏見 啓二

## 動物虐待等に関する対応ガイドラインの改訂について

このたび、令和7年3月28日付け事務連絡により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別紙のとおり「動物虐待等に関する対応ガイドライン」を改訂し、地方公共団体動物愛護管理部局あてに通知した旨、本会に情報提供がありましたのでお知らせします。

本改訂では、行政の現場においてより円滑かつ効果的に対応が実施されるよう、多頭飼育の評価方法や動物虐待等事案1次スクリーニング対応のポイントの動画の新規掲載などを行ったとのことです。

つきましては、貴会関係者への周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当：岡本

TEL:03-3475-1601

E-mail: [okamoto@nichiju.or.jp](mailto:okamoto@nichiju.or.jp)

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 28 日

公益社団法人日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

動物虐待等に関する対応ガイドラインの改訂について

標記について、別添の地方公共団体動物愛護管理部局宛の事務連絡を参考送付いたします。

つきましては、地方獣医師会をはじめとする関係団体等への周知をお願い申し上げます。

(参考)

- ・動物虐待等に関する対応ガイドライン第2版 ※改訂表含む

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0403a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0403a.html)

(別添)

- ・動物虐待等に関する対応ガイドラインの改訂について  
(地方公共団体動物愛護管理部局宛 事務連絡)

**【問合せ先】**

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

遠矢、佐藤（暢）、大木

電話：03-3581-3351 FAX：03-3508-9278

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 28 日

都道府県・指定都市・中核市  
動物愛護管理主管部（局） 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

### 動物虐待等に関する対応ガイドラインの改訂について

日頃より動物愛護管理行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境省では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）における、虐待を受けるおそれがある事態や動物虐待等事案を地方自治体等が探知した際に、現場で適切な対応をとるための一助となることを目的として「動物虐待等に関する対応ガイドライン」を策定しているところです。

今般、行政の現場においてより円滑かつ効果的に対応が実施されるよう、多頭飼育の評価方法や動物虐待等事案 1 次スクリーニング対応のポイントの動画の新規掲載など当該ガイドラインの改訂を行ったため、お知らせします。

なお、本通知については、法務省刑事局並びに文部科学省研究振興局並びに厚生労働省大臣官房及び医薬・生活衛生局並びに農林水産省畜産局、消費・安全局及び技術会議事務局並びに警察庁生活安全局並びに公益社団法人日本獣医師会並びに公益社団法人日本動物園水族館協会にも参考送付済みです。

（参考）

・動物虐待等に関する対応ガイドライン第 2 版 ※改訂表含む

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0403a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0403a.html)

#### 【問合せ先】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

遠矢、佐藤（暢）、大木

電話：03-3581-3351 FAX：03-3508-9278